

# 自然科学研究機構生理学研究所ヒトE S細胞倫理審査委員会細則

令和7年9月2日  
生研細則第1号

## (趣旨)

第1条 この細則は、自然科学研究機構生理学研究所ヒトE S細胞使用規則（令和7年生研規則第3号。）第10条の規定に基づき、自然科学研究機構生理学研究所ヒトE S細胞倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

## (任務)

第2条 委員会は、自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）におけるヒトE S細胞を使用する研究のヒトE S細胞使用計画（以下「計画」という。）又はその計画の変更について、科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査し、その計画の適否、留意事項、改善事項等に関して研究所長に対し意見を提出するとともに、当該審査の記録を作成し、これを保管する。

- 2 委員会は、ヒトE S細胞の使用の状況について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して研究所長に対し意見を提出する。
- 3 委員会は、その他研究所におけるヒトE S細胞の使用に関する制度及び運営について検討を行う。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員5名以上をもって組織し、自然科学研究機構に所属する者以外の者が2名以上、かつ、男女両性で構成されているものとする。

- 一 生物学や医学等、自然科学の有識者1名以上
  - 二 倫理学や法律学等、人文・社会科学の有識者1名以上
  - 三 一般の立場に立って意見を述べられる者1名以上
  - 四 その他研究所長が必要と認めた者
- 2 委員は、研究所長が委嘱する（自然科学研究機構に所属するものを除く。）。
  - 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任することができる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。副委員長は委員長に事故があ

るときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、次に掲げる要件を満たさなければ、議事を開き、議決することができない。

ただし、委員が委員会に欠席する場合であっても、あらかじめ委員長に審議事項についての意見書と当該委員の権限を議長に一任する委任状を提出した場合は、当該委員は出席したものとして取り扱うものとする。

- 一 自然科学研究機構に所属する者以外の者が2名以上含まれること。
  - 二 男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上含まれること。
  - 三 第3条第1項第一号から第三号までに掲げる委員がそれぞれ1名以上含まれること。
- 2 委員会は、審査にあたってヒトES細胞の使用を総括する立場にある使用責任者及び使用計画を実施する研究者等に出席を求め、使用計画について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。
  - 3 委員会は、必要があると認めた場合は委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
  - 4 委員は、当該計画を実施する研究者等、使用責任者との間に利害関係を有する場合は、審査に参画することはできない。

(審査の判定)

第6条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意を要する。

(迅速審査)

第7条 前条の規定にかかわらず、使用計画の実質的な内容に係らない変更であると委員長が認めた場合は、委員長が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、研究所長に意見を提出するものとする。迅速審査の結果は、すべての委員に報告しなければならない。

(公開)

第8条 本細則並びに委員会の構成、組織、運営及び議事の内容は、公開するものとする。ただし、その内容が個人情報若しくは知的財産権又は研究の独創性の保護に支障を生じさせるおそれがあるときは、委員会の議を経て非公開とすることができまするものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

## 附則

この細則は、令和7年9月2日から施行する。